

平成24年12月17日

受診対象の方は、特定健康診査をもれなく受けましょう！

特定健康診査は、将来の生活習慣病のリスクを早期に発見するために行う健診です。特定健康診査の対象者は、40歳以上75歳未満の当健康保険組合の被保険者と被扶養者の方、全員です。対象の方は、「特定健康診査」か「特定健康診査の検査項目を含む健診」を受けていただくことになります。

被保険者（任意継続被保険者を除く。）の方は、事業所の実施する定期健康診断を受けていただくことにより、特定健康診査を受けたことになります（1人当たり5,000円以内の実費を事業主様に補助）。

任意継続被保険者、被扶養者の方は、平成24年4月25日付けで送付した「特定健康診査受診券」に「健康保険被保険者証」を添えて、最寄りの健診機関で特定健康診査を受けていただきます（無料）。

被保険者及び被扶養者の特定健康診査の実施率の向上を図るために、平成24年11月15日付けで事業主様に依頼文書を送付させていただきました。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

依頼文書の送付先

- ・ 「特定健康診査に係る定期健康診断補助金請求書」をまだご提出していただいていない事業主様
- ・ 特定健康診査を受診していない被扶養者を有する被保険者が勤務する事業所の事業主様